

議案第5号

新居浜市史編さん審議会条例の制定について

新居浜市史編さん審議会条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市史編さん審議会条例

(設置)

第1条 本市の歴史的変遷を顧み、市民の郷土に対する理解と誇りを一層深めるとともに、市政の発展に資する市史編さんを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新居浜市史編さん審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市史編さんの基本方針に関する事項
- (2) 市史の刊行計画に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、会長、副会長及び委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係機関及び関係団体の代表者

(3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は副市長を、副会長は総務部長をもって充てる。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(編集委員会及び専門部会)

第7条 審議会に、編集委員会及び専門部会（以下「委員会等」という。）を置く。

2 委員会等の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

(秘密の保持)

第8条 審議会及び委員会等の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市史編さん担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

新居浜市史の編さんを推進するに当たり、市史編さんの基本方針等を調査審議する市史編さん審議会を設置するため、本案を提出する。